



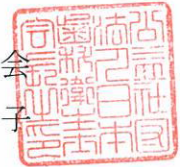
公社日衛発第37号  
平成24年10月1日

厚生労働省医政局歯科保健課

課長 上條英之 様

公益社団法人日本歯科衛生士会

会長 金澤紀子



### 歯科衛生士法の一部改正について（要望）

歯科衛生士は、国民が生涯を通じて「食事」や「会話」を楽しみ、生き生きとした生活を送ることができるよう、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の各ライフステージにおいて、むし歯や歯周病を予防し、口腔衛生状態の改善や口腔機能の維持向上を図ることにより、全身の健康や生活の質の向上を支える役割を担っています。

また、近年では、要介護高齢者等の誤嚥性肺炎や低栄養を予防する上で、歯科医師・歯科衛生士による専門的口腔ケアが重視されており、また、糖尿病、心臓病等の生活習慣病においても歯周病予防をはじめ咀嚼等の関連性が明らかであり、歯科衛生士の役割に期待が高まっています。

そこで、このような質の高い歯科保健医療の提供を推進する上で、歯科衛生士の人材確保等に対する対策が急がれております。

つきましては、歯科衛生士法第12条に規定している歯科衛生士国家試験の受験資格として、歯科技工士国家試験の受験資格と同様に「歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者」を追加する法律改正を要望いたしたく、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。